

福岡市立急患診療所における事業計画書

1 管理運営の内容

(1) 急病患者に適切な医療を提供するために実施する福岡市急患診療業務（以下「業務」という）について、善良な管理運営を行うことにより業務目的を効果的に達成するよう努めるもの。

(2) 毎月の業務完了後、業務の実績報告書を福岡市にすみやかに提出するもの。また、福岡市からの業務に関する報告の求めに随時応じるもの。

(3) 業務の運営にあたり必要な次の物件を、常に善良な管理のもとにこれを使用し、その維持保全に努めるもの。なお、管理施設及び医療用備品について形状を変更して使用しようとするときは、あらかじめ福岡市の承認を受けるもの。

①診療所、関連施設

ア	福岡市急患診療センター	早良区百道浜 1 丁目 6 - 9
イ	福岡市東急患診療所	東区箱崎 2 丁目 5 4 - 2 7
ウ	福岡市博多急患診療所	博多区博多駅前 2 丁目 1 9 - 2 4
エ	福岡市南急患診療所	南区塩原 3 丁目 2 5 - 3
オ	福岡市城南急患診療所	城南区鳥飼 5 丁目 2 - 2 5
カ	福岡市西急患診療所	西区内浜 1 丁目 4 - 7

②医療用備品

医療器具等

(4) 診療日

- ・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日（ただし、1月1日を除く）
- ・土曜日、盆（8月13日から8月15日まで。）及び年末年始（12月31日から翌年1月3日まで）
- ・上記以外の平日夜間

(5) 診療機関、診療時間及び診療科目

初期診療機関

診療機関名 (所在地)	診療時間	診療科目
急患診療センター (早良区百道浜1丁目6-9)	平日 19:30～翌朝7:00 (19:30～翌朝6:30)	内科・小児科
	土曜日 17:00～翌朝8:00 (17:00～翌朝7:30)	小児科
	土曜日 19:00～翌朝8:00 (19:00～翌朝7:30)	内科
	盆 19:00～翌朝8:00 (19:00～翌朝7:30)	内科・小児科
	日曜日・祝日・年末年始 9:00～翌朝8:00 (9:00～翌朝7:30)	内科・小児科 外科・産婦人科
	日曜日・祝日・年末年始 9:00～24:00 (9:00～23:30)	眼科 耳鼻咽喉科
東急患診療所 (東保健所内)	日曜日・祝日 9:00～17:00 (9:00～16:30)	内科
	年末年始 9:00～24:00 (9:00～23:30)	小児科
博多急患診療所 (博多保健所内)	日曜日・祝日 9:00～17:00 (9:00～16:30)	内科
南急患診療所 (南保健所内)	日曜日・祝日 9:00～17:00 (9:00～16:30)	内科
	年末年始 9:00～24:00 (9:00～23:30)	小児科
城南急患診療所 (城南保健所内)	日曜日・祝日 9:00～17:00 (9:00～16:30)	内科
西急患診療所 (西保健所内)	日曜日・祝日 9:00～17:00 (9:00～16:30)	内科
	年末年始 9:00～24:00 (9:00～23:30)	内科

※ 診療時間の()は、診療受付時間。

※ 盆(8/13～15)が日曜日となった場合は、日曜日の診療時間とする。

※ 盆(8/13～15)が土曜日となった場合は、土曜日の診療時間とする。

(6) 診療機関の主な業務

①急患診療センター

急病患者の診療及び各急患診療所から転送された患者の再診並びに一時的収容を行う。

②急患診療所

地域の初期医療機関として急病患者の診療を行う。

(7) その他の業務

- ①急患診療所へ派遣する従事者の調整
- ②急患診療所の管理に関する付帯業務

(8) 診療業務における診療報酬は、全額福岡市に納入するもの。

使用料等の徴収事務は、次の要領により行うもの。

- ①診療にかかる費用が確定したときは調定する。
- ②費用を徴収したときは、領収書を発行する。
- ③診断書等の発行にあたっては、別に定めた手数料を徴収し領収書を発行する。
- ④収納した現金の払込
 - ア 収納した現金は、金融機関の翌営業日の正午までに指定金融機関等に払込む。
 - イ アによりがたい場合は、金庫又は施錠出来る保管庫を利用する等確実な方法により保管し、金融機関の翌営業日までに払い込む。
 - ウ イにかかわらず、特別の事情がある時はあらかじめ市担当課の同意を得て、期日を定めて指定金融等に払い込む。
 - エ 乙は収納した現金を甲が定める期日までに支払わなかった場合、年3.6パーセントの遅延利息を支払う。
- ⑤収納した現金を亡失した時は、現金等亡失報告書によりただちに市担当課に届出てその指示を受ける。
- ⑥収納金調定及び収納額は収納金日計報告書及び収納金等報告書により報告する。
- ⑦使用料等未納処理事務
 - ア 使用料等を納付しない者に対しては、未納者台帳に記入し、納入期限を定めて請求書を発行する。
 - イ 納入期限までに納付しない者については、催告書を発行する。
 - ウ 催告書を発行するも未納者となった者については、市担当課に連絡する。

(9) 広報

急患診療業務の円滑な運営を図るため、市内各診療所等でのポスターの掲示など必要な広報を行う。

(10) 急患診療運営協議会

急患診療業務の円滑な運営を図るため、福岡市が設置する急患診療運営協議会に協力する。

2. 業務の実施に関し福岡市に負担を求める金額

別添「福岡市急患診療所の管理運営に係る収支予算書」のとおり

3. 業務の成果を示す指標及び達成のための取組

福岡市における一次医療体制の維持、確保

4. 業務を遂行するに当たっての人員計画及び要員確保

別添「管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制」のとおり